

第5号議案

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年2月13日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

現行の規則は、学校施設使用許可申請の期間が使用日前1か月以内5日前までであり、5日前を待ち許可を行う事務処理では、使用者に対する許可の通知に要する期間および事務処理に要する期間が短く、期間を長くする必要があることから規則の見直しに伴い関係規則の一部を改正するため、本案を提出します。

令和6年 月 日

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高橋 信哉

一宮市教委規則第 号

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用許可の申請) 第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内5日 前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。	(使用許可の申請) 第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内15日前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

第6号議案

令和6年度一宮市学校給食方針について

令和6年度一宮市学校給食方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年2月13日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和6年度一宮市学校給食方針を定めるため、本案を提出します。

令和 6 年 度

一 宮 市 学 校 給 食 方 針

一 宮 市 教 育 委 員 会

目 次

1	学校給食方針	1
2	給食計画	
	(1) 学校給食実施期間	1
	(2) 学校給食回数	1
	(3) 学校給食内容	2
	(4) 学校給食費	2
	(5) 学校給食調理場対象校と対象食数	3
	(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務	5
	(7) 各種業務の委託	5
	(8) 学校・家庭・地域との連携	6
	(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善	6
	(10) セレクト給食の実施	6
	(11) 地場産物を活かした給食の提供	6
	(12) アレルギー対応	7
	(13) 食の安全対策	7
	(14) 食育の推進	7
3	給食調理施設の更新	7

1 学校給食方針

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供します。

学校給食を通じて、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食事マナーを身につけるとともに、正しい知識や情報に基づき、食の安全性について自ら考えようとする態度を養う等、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培います。

また、地場産物の活用や郷土料理等を取り入れた給食を提供します。

<重点目標>

- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。
- 新たに東浅井給食センターを稼働させ、より安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。
- 地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。
- 学年に応じて、学校給食を生きた教材とした食に関する指導を行います。

2 給食計画

(1) 学校給食実施期間

小学校・中学校

令和6年4月9日から令和7年3月21日まで

1学期	4月	9日から	7月18日まで
2学期	9月	3日から	12月20日まで
3学期	1月	8日から	3月21日まで

(2) 学校給食回数

小学校・中学校 191回

[月別内訳]

1学期	小学校・中学校	2学期	小学校・中学校	3学期	小学校・中学校
	69回		74回		48回
4月	15回	9月	18回	1月	17回
5月	21回	10月	22回	2月	18回
6月	20回	11月	19回	3月	13回
7月	13回	12月	15回		

(3) 学校給食内容

学校給食法に基づき、米飯・パン・めん、牛乳及びおかずを提供する「完全給食」とします。

共同調理場と単独調理場それぞれの特性を活かすため、学校給食共同調理場（小学校）、学校給食共同調理場（中学校）、単独調理場（小学校）、単独調理場（中学校）の4種の献立を提供します。

① 主食

〔主食別 提供回数〕

		米飯	パン	めん
共同調理場 (一宮地区)	小学校	150回	21回	20回
	中学校	150回	21回	20回
単独調理場 (尾西地区・木曾川地区)	小学校	151回	21回	19回
	中学校	151回	21回	19回

〔主食別 提供回数（1週間あたり）〕

※四捨五入の関係で合計に端数が出る場合があります。

		米飯	パン	めん
共同調理場 (一宮地区)	小学校	3.93回	0.55回	0.52回
	中学校	3.93回	0.55回	0.52回
単独調理場 (尾西地区・木曾川地区)	小学校	3.95回	0.55回	0.50回
	中学校	3.95回	0.55回	0.50回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・（随時）デザート等

(4) 学校給食費

小学校 285円/食

中学校 325円/食

(5) 学校給食調理場対象校と対象食数

① 共同調理場

対象校（1学期）

南部学校給食共同調理場			北部学校給食共同調理場		
小 学 校		中 学 校	小 学 校		中 学 校
大志小	大和西小	南部中	宮西小	北方小	北部中
向山小	萩原小	西成中	貴船小	今伊勢小	中部中
西成小	中島小	丹陽中	神山小	奥 小	葉栗中
赤見小	千秋小	大和中	葉栗小	末広小	浅井中
浅野小	千秋南小	萩原中	瀬部小	今伊勢西小	北方中
丹陽小	富士小	千秋中	浅井南小	葉栗北小	今伊勢中
丹陽西小	西成東小	西成東部中	浅井北小	浅井中小	奥 中
丹陽南小	大和南小	大和南中			
大和東小	千秋東小				
18校		8校	14校		7校

対象食数（1学期）

（見込み）

調 理 場 別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	18校	8校	26校	12,495食
北部学校給食共同調理場	14校	7校	21校	11,650食
計	32校	15校	47校	24,145食

対象校（2・3学期）

南部学校給食共同調理場		北部学校給食共同調理場		東浅井給食センター	
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
丹陽小	丹陽中	神山小	中部中	宮西小	北部中
丹陽西小	大和中	大志小	南部中	貴船小	葉栗中
丹陽南小	萩原中	向山小	西成中	葉栗小	浅井中
大和東小	千秋中	西成小	西成東部中	浅井南小	北方中
大和西小	大和南中	瀬部小		浅井北小	今伊勢中
萩原小		赤見小		北方小	奥 中
中島小		浅野小		今伊勢小	
千秋小		富士小		奥 小	
千秋南小		末広小		今伊勢西小	
大和南小		西成東小		葉栗北小	
千秋東小				浅井中小	
11校	5校	10校	4校	11校	6校

対象食数（2・3学期）

（見込み）

調理場別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	11校	5校	16校	7,853食
北部学校給食共同調理場	10校	4校	14校	7,614食
東浅井給食センター	11校	6校	17校	8,678食
計	32校	15校	47校	24,145食

② 単独調理場

対象校

小 学 校			中 学 校
起 小	朝日西小	黒田小	尾西第一中
三条小	開明小	木曾川西小	尾西第二中
小信中島小	大徳小	木曾川東小	尾西第三中
朝日東小			木曾川中
10校			4校

対象食数

(見込み)

小学校	中学校	計	対象食数
10校	4校	14校	7,729食

(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務

① 共同調理場

給食費徴収業務及び給食用物資調達業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

② 単独調理場

給食費徴収業務及び給食用物資調達業務の一部（支払い・物資選定）を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

(7) 各種業務の委託

① 共同調理場

南部及び北部学校給食共同調理場は、調理業務、洗浄業務及びボイラー管理業務並びに配送業務を民間業者に委託します。

東浅井給食センターは、2学期から運用を開始します。また、その維持管理業務、運営業務及び配送業務を一括して民間業者に委託します。

② 単独調理場

小学校7校及び中学校4校の調理業務及び洗浄業務を民間業者に委託します。

(8) 学校・家庭・地域との連携

① 学校給食献立表・給食だよりの配布

栄養指導と食生活の改善のため、学校給食献立予定表や給食だよりを配布します。

② 学校給食試食会への協力

随時、行います。

③ 学校給食献立の募集

「あったらいいな！こんな給食」と題して学校給食献立を募集します。上位入賞者の献立は、学校給食で提供します。

④ 全国学校給食週間記念事業の開催

1月24日から1月30日の全国学校給食週間の期間中に、「市長・教育委員と児童の給食交歓会」事業、「学校給食レストラン」事業を開催します。

また、平成25年1月30日にイタリア共和国トレビーズ市と友好都市提携を結んだ記念として、1月にイタリアにちなんだ学校給食を提供します。

(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善

調理施設の老朽化が進んでいます。このため、最新の衛生管理に基づいた東浅井給食センターを2学期から新たに稼働させるとともに、現有施設をできる限り有効に活用するため、各施設の厨房機器の更新等を実施します。主なものは、次のとおりです。

北部学校給食共同調理場

- ・食器洗浄機及び自動ロースターを大規模修繕します。

単独調理場

- ・三条小、木曾川東小学校調理場で食器洗浄機を入れ替えます。
- ・小信中島小、開明小、木曾川東小学校調理場で冷蔵庫を入れ替えます。
- ・木曾川西小、尾西第三中学校調理場で冷凍庫を入れ替えます。
- ・尾西第三中学校調理場で冷凍冷蔵庫を入れ替えます。
- ・起小、木曾川中学校調理場でスライサーを入れ替えます。

(10) セレクト給食の実施

1、2学期にセレクト給食を実施します。

(11) 地場産物を活かした給食の提供

地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

地元農産物を活用するため、「一宮を食べる学校給食の日」を実施します。

愛知県が主催する「愛知を食べる学校給食の日」を実施します。

(12) アレルギー対応

食材には、そば、落花生を使用しません。週に1回程度、えび、かに、くるみ、小麦、卵、乳を含まない（ただし、調味料にはこれらを含むことがある）献立を提供します。

東浅井給食センターでは、卵・乳の除去食の提供を開始します。

(13) 食の安全対策

食に対する不信や不安に対応するため、物資選定の際に原産地や製造場所等の確認を行い、安心して食べられる給食を提供します。

食品等の自主検査、薬剤師会による衛生検査及び一宮市保健所による食品衛生監視を実施するとともに、調理従事者の研修会を開催して衛生管理意識の高揚に努めます。

給食食材への放射能検査を「地方自治体の検査計画について（平成24年3月12日厚生労働省）」に基づく対象17都県で生産された青果物等及び国内産きのこ類を対象にして実施し、市ウェブサイトで公表します。

(14) 食育の推進

食に関する正しい知識やその大切さを指導することで望ましい食習慣が身につくように、動画配信・資料提供等により食育を推進します。

日本の伝統的な食文化を継承する等のねらいをもった4つのテーマ献立（まごわやさしい献立※、だしを味わう日、旬を味わう日、正しいはしづかいの日）を毎月実施します。

※ まごわやさしい献立 …… 健康に良いとされている豆・豆製品、ごま等の種実類、わかめ等の海藻類、野菜、魚、しいたけ等のきのこ類、いも類を食材に用いた献立。

3 給食調理施設の更新

既存の共同調理場及び単独調理場の老朽化が進んでおり、給食調理施設の更新は喫緊の課題です。東浅井給食センターを2学期から運用するとともに、「一宮市学校給食調理場整備基本構想（平成29年3月策定）」等に基づき、新たな共同調理場の整備をさらに進めます。

第7号議案

尾西・木曾川地区における今後の給食提供方式について

尾西・木曾川地区における今後の給食提供方式について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年2月13日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

尾西・木曾川地区における今後の給食提供方式を定めるため、本案を提出します。

尾西・木曾川地区における今後の給食提供方式について

尾西・木曾川地区の学校給食調理場を更新する際に採用すべき、給食調理及び提供の方式は、共同調理場で調理した給食を学校へ配送して提供する方式を基本とする。

令和6年度一宮市社会教育方針について

令和6年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年2月13日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和6年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

令和6年度

一宮市社会教育方針

一宮市教育委員会

私たちを取り巻く社会経済状況は、少子化による人口減少や高齢化の進行とともに、情報通信技術の飛躍的な進展やグローバル化などにより急速に変化している。さらに、今後は長寿命化が進み、「人生 100 年時代」が到来すると言われる一方で、人工知能（AI）やロボット技術などの高度な発展をもたらす新しい社会の姿として「超スマート社会（Society5.0）」の実現が提唱されている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、オンラインコミュニケーションの活用が進んだ一方、リアルな体験やコミュニケーションの再評価もされており、人々のライフスタイルは多様化してきた。

このような社会構造の多様化・複雑化を背景に、身体的、精神的、社会的に満たされていることを表す「ウェルビーイング」が重要視されてきており、その実現のためには、一人ひとりの心身・社会との関わりが、持続的に良好な状態であるための施策が求められている。

また、持続可能な社会の創り手を育成するために、ICT の活用をはじめ時代に対応した学習活動の推進と、個々の能力を発揮できる環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成と生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりの学習活動を支援するとともに、学校・家庭・地域との連携・協働によるひとづくり・地域づくりを進めるため、次の目標を定め、諸活動を展開する。

重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にするまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

事業計画

1 成人教育

関連するSDGs



超高齢社会の進行や近年のコロナ禍でのICTの急速な普及、グローバル化等により、現代的課題や地域における課題は多様化、複雑化し、新たな学習需要も生まれている。

こうした状況に対応するため、時代に即した学習機会の提供と市民の自主的な活動の活性化をめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 学習活動の推進
 - ① 成人教養講座（対面講座、オンライン講座）
 - ② デジタルスキル習得講座
 - ③ 市民大学公開講座
 - ④ 講座等の動画配信（YouTube「いちのみや生涯学習チャンネル」）
だれでも先生動画の募集
- (2) グループ・団体の育成・支援
 - ① 一宮市小中学校PTA連絡協議会の支援
 - ② 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成
女性団体による講演会の開催
- (3) 指導者層の拡充
講師依頼実績の調査・把握
- (4) その他
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

2 家庭教育

関連するSDGs



家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成
家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
- (3) 学習活動の推進
 - ① 家庭教育推進事業
赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、
小中学生の保護者セミナー、孫育て応援セミナー
 - ② 家庭教育支援事業

フレッシュママ交流会、0歳児ママのオンライン交流会、フレママひろば、ステップアップママひろば、ぴよぴよらんど

3 青少年教育

関連するSDGs



青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

- (1) 青少年の学習活動
 - ① 青年文化教室
 - ② 子ども教室
子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ
- (2) 自主的な青少年活動の育成・支援
 - ① 青少年グループの育成・支援
 - ② 青年のつどい
- (3) 放課後等の学習・体験活動支援
 - ① 放課後子ども教室事業
 - ② 地域学校外活動推進事業
 - ③ 子ども情報紙「キッズi」の発行

4 文化・レクリエーション活動

関連するSDGs



市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人が直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 文化・レクリエーション活動の奨励
 - ① 一宮市美術展
 - ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励
- (2) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託
 - ① 文化活動事業
[一宮市芸術文化協会へ委託]

一宮市芸術祭、文化講演会、民俗芸能のつどい、文化教室、市民文芸集・文化情報紙の発行等

② レクリエーション事業

[一宮市レクリエーション協会へ委託]

一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、レクリエーション教室

(3) 団体の育成

① 一宮市芸術文化協会の組織の充実

② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

5 公民館活動

関連するSDGs



公民館は、地域における社会教育の機会と場を提供するとともに、時代に合った学習活動を支援する拠点である。公民館活動のさらなる充実と、学びを通じた地域づくりを推進するため、次の諸活動を実施する。

(1) 公民館活動の充実

① 連区公民館長会の開催

② 指導者層の拡充

ア 連区公民館長の研修会

イ 公民館主事の資質向上

公民館主事等社会教育担当者研修会等各種研修会への参加

③ 公民館運営審議会の設置

(2) 中央公民館事業

地区公民館相互の連携調整に関する事業

ア 公民館指導者研修会の開催

イ 公民館全体研究集会の開催

(3) 地区公民館事業

① 地区公民館事業

ア 魅力ある地域づくり事業

まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業

イ 家庭・青少年学習事業

青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業

ウ 成人・高齢者学習事業

成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動

エ 女性学習事業

女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動

オ 学習発表会事業

作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつ

- り等
- カ 体育レクリエーション事業
 - 地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動
- ② グループ活動の奨励・指導助言
- ③ 施設・設備の整備充実

6 生涯学習センター事業

関連するSDGs



市内全域を対象とした生涯学習の拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する場及び機会の提供を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
 - ① 講座の開催
 - 教養講座、生活講座、趣味講座
 - ② 施設・設備の維持管理
- (2) 尾西南部生涯学習センター
 - ① 講座の開催
 - 実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
 - ② 施設・設備の維持管理

7 社会教育推進体制の充実

関連するSDGs



社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、社会教育委員で構成される、教育委員会の諮問機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修と調査研究の支援
- (3) 職員の資質向上
 - 社会教育推進に関する各種研修会・社会教育主事講習への参加

8 地域学校協働活動の推進

関連するSDGs



学校と地域の連携・協働により社会全体で子どもを守り育てる環境を整備し、地域一体となって学び合い支え合う地域コミュニティづくりを推進するため、次の諸活動を展開する。

- (1) 地域コーディネーター研修等への参加
- (2) 関係機関との連携強化や情報共有

学校運営協議会、地域学校外活動推進協議会、地区公民館、地域づくり協議会等

9 その他

関連するSDGs



社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 関係機関との連携・協働
- (4) 学習成果を生かす機会の充実
- (5) シン学校プロジェクト事業との連携

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和6年2月13日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
52	Bright Kids 代表 安江 祐斗	子ども個性分析× 子育てマネープラ ン術	子どもの個性を知るための 講座及び子育てに関する お金の講座	令和6年4月5日(金)、 7月10日(水)、 10月25日(金)	アイブラザー 宮	無料	(7)